



令和 3 年 1 月 5 日

播磨町教育委員会 様

播磨町学校給食審議会

会長 福本 恭子

答 申 書

令和 3 年 6 月 21 日付け諮問第 1 号「学校給食の実施に関する重要な事項について」のうち「保護者の意見聴取方法について」に関して審議した結果、別添のとおり答申します。

別 添

諮詢第1号

「学校給食の実施に関する重要な事項について」（令和3年6月21日諮詢）のうち
「保護者の意見聴取方法について」

1 答申内容

学校給食衛生管理基準(平成21年文部科学省告示第64号)において、「献立作成」及び「学校給食用食品の購入」のそれぞれの過程等における衛生管理基準として定められている「保護者その他の関係者の意見を尊重すること」について、播磨町が学校給食を実施するに当たっては、間接的にでも保護者が意見を出すことが出来るのであれば、「献立作成」及び「学校給食用食品の購入」のそれぞれの意思決定の場面に保護者が直接関与しなくても良いものと考えます。

具体的には、次に掲げる方法の導入を検討する等、間接的に保護者が意見を出しやすくなる体制を構築することが好ましいと判断します。

- ・各学校のPTA宛てに学校給食に対する意見を求める取組を行う。
- ・学校給食展等、学校給食を実食出来る機会にアンケートを実施する。
- ・献立委員会等の構成員に保護者の意見を伝える方法を検討する。

なお、保護者その他の関係者に意見を求める際は、審議過程で次に掲げる主旨の発言があったことを踏まえたご対応をお願いします。

- ・保護者の意見のみではなく、児童生徒の意見にも耳を傾ける取組も必要ではないか。
- ・保護者の意見、児童生徒の意見は貴重なものであり、尊重することが求められるものであるが、必ずしもすべての意見が政策に反映できるものではない点、意見を求める際にあらかじめ伝えておく必要があるのではないか。

以上、答申します。